

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成29年10月19日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名 世田谷区立障害者休養ホームひまわり荘運営業務委託

(2) 委託業務内容

詳細は、「世田谷区立障害者休養ホームひまわり荘運営業務委託」公募型プロポーザル説明書（以下、説明書という）を参照。説明書の交付等については、5 手続きのとおり。

① 実施事業に関する業務

I 地域生活・地域交流に関する事業

ア 日帰り事業

イ 宿泊事業

ウ 緊急一時保護事業

エ パソコン教室運営事業

II 健康プログラム事業

ア 個別プログラム

イ グループプログラム

ウ リフレッシュ事業

② 管理運営に関する業務

ア 各事業の受付、利用等に関する調整業務

イ 利用者の満足度調査

ウ 苦情処理業務

エ その他の業務

③ 施設・設備の維持管理等に関する業務

(1) 自動ドア定期点検保守業務

(2) 自家発電設備定期点検保守業務

(3) 空調・換気設備定期点検保守業務

(4) 小荷物専用昇降機点検保守業務

(5) エレベーター定期点検保守業務

(6) 建築物定期点検業務（建築基準法第12条第2項）

(7) 建築設備定期点検業務（建築基準法第12条第4項）

(8) 運転・監視業務及び各種簡易修繕業務

(9) 防災設備定期点検保守業務

(10) 衛生業務

(11) 清掃業務

(12) 警備業務

(13) トイレ消毒装置等保守業務

(14) 害虫及びねずみ駆除消毒業務

(15) 鉢物及び草花設置、樹木の剪定業務

(16) 自家発電機負荷試験業務

(17) その他業務

(3) 委託期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

※契約は年度毎に行う（ただし、①予算配当を条件とする。②契約の履行状況等により契約を締結しない場合がある）。

(4) 施設概要

① 施設の目的

区内の障害者（児）に対し、健全な保健休養の場を提供するとともに、健康維持向上に向けた訓練等を行い、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

② 所在地 世田谷区上用賀5丁目24番18号

③ 敷地面積 954.72㎡

④ 建物 鉄筋コンクリート 地上3階・地下1階

1階：468.76㎡ 2階：308.37㎡ 3階：286.77㎡

地階：417.25㎡ 塔屋：27.04㎡ 合計：1,508.19㎡

2 提案限度価格 108,000,000円程度

【参考額】平成28年度：運營業務委託料103,158,668円、リフレッシュ事業委託料498,000円

平成29年度：運營業務委託料104,705,255円、リフレッシュ事業委託料498,000円

3 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。必要に応じて、資格審査のために関係機関へ照会を行う場合有り。

- (1) ひまわり荘の管理運営に高い意欲及び能力を有する法人。個人での応募は不可。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 都道府県民税、市町村民税、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。また、代表者がこれらの税金を滞納していないこと。
- (6) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (7) 選定委員及び本件公募事務に係る補助業務を受託していないこと。
- (8) 委託事業者になろうとする法人及びその役員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。
- (9) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (10) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 事業趣旨を踏まえた運営方針、障害者支援に対する考え方
- (2) 世田谷区及び他区での類似事業の受託実績
- (3) 実施事業の提案内容
- (4) 運営の安定性・継続性
- (5) サービス向上への取り組み
- (6) 公平性の確保
- (7) 安全の確保と緊急時の対応
- (8) 施設の適切な保守管理

(9) 運営の効率性と管理経費の見積額の妥当性、運営経費積算の工夫

5 手続き

(1) 担当部署

世田谷区障害福祉担当部障害者地域生活課障害者地域生活担当（担当：堂馬、荒、田村）
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27（第二庁舎1階5番窓口）
電話 03-5432-2417 FAX 03-5432-3021
電子メール sea02084@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所および方法

① 期間：平成29年10月19日（木）から平成29年11月2日（木）正午まで

② 場所及び方法

ア) 世田谷区ホームページよりダウンロード

くらしのガイド→福祉・健康→障害のある方→障害福祉サービス等事業者の方向け情報
→「世田谷区立障害者休養ホームひまわり荘運營業務委託」公募型プロポーザル実施案内

イ) 上記（1）にて窓口配布

(3) 参加申込書の提出期限、場所及び方法

期限 平成29年11月2日（木）午後5時まで**必着**

場所 上記（1）

方法 FAXにより送付すること。

(4) 公募説明会

日時 平成29年11月8日（水）午後4時30分から午後5時30分まで

場所 世田谷区立障害者休養ホームひまわり荘 地下1階 会議室

制限 提案書を提出する場合は、説明会の参加を必須条件とする。

(5) 質問受付

質問方法：FAXにより送付すること。詳細は説明書参照。

受付期限：平成29年11月10日（金）午後5時まで**必着**

回答方法：平成29年11月15日（水）に電子メールにて、参加表明した全事業者に回答する。

(6) 提案書の提出期限、場所及び方法

期限 平成29年12月4日（月）午後5時まで**必着**

場所 上記（1）

方法 持参に限る（来庁前に、電話にて日時の連絡をすること）。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定 有（平成30年度～35年度の同委託業務内容）

ただし、予算の配当を条件とし、受託者として選定された場合においても、予算の配当状況等によっては契約を締結しない場合がある。これにより受託者に生じた経費等の負担について、区は補償しない。

(3) 契約保証金 不要

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 下記の本件担当部署に同じ

(6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(7) 事業者からの提出物は返却しない。

- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。
- (10) 事業開始までの期間は、事務引継ぎ及び業務の習得を行うこと。平成30年3月31日までに受け付けた平成30年4月1日以降の利用分については、契約期間の終了に伴い、従前の委託事業者より引継ぎを受けること。なお平成30年3月31日以前に業務引継ぎに要した費用は、区は負担しない。また今回受託事業者となった者は委託期間終了時に委託事業者が変更となった場合は誠実な引継ぎを行うこと。